

難病の患者に対する医療等に関する法律案 新旧対照条文 目次

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	1
地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）	2
社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二十九号）（抄）	3
子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）（抄）	5
年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第二百二号）（抄）	8
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）	11
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）（抄）	16
生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）（抄）	17
厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）	19

改正案	現行
<p>（指定都市の権能）</p> <p>第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p><u>十一の二 難病の患者に対する医療等に関する事務</u></p> <p>十二・十三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（指定都市の権能）</p> <p>第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十二・十三（略）</p> <p>2（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならぬ事務に要する経費）</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならぬ事務であつて、国と地方公共団体相互の利害がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一～三十一（略）</p> <p>三十二 指定難病に係る特定医療費の支給に要する経費</p>	<p>（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の一部を改正する法律案による改正後）</p> <p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならぬ事務に要する経費）</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならぬ事務であつて、国と地方公共団体相互の利害がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一～三十一（略）</p>

改正案	現行
<p>第十五条（略）</p> <p>2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十三条第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の三第三項（同法第二十四条の二十一及び母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第十五条第三項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十五条第三項若しくは第二十条第一項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第四十条第五項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十四条第三項、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第十四条第一項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第七十三条第三項又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第三号）第二十五条第三項の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法第五十三条第四項、戦傷病者特別援護法第十五条第四項（第二十条第三項において</p>	<p>第十五条（略）</p> <p>2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十三条第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の三第三項（同法第二十四条の二十一及び母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第十五条第三項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十五条第三項若しくは第二十条第一項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第四十条第五項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十四条第三項、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第十四条第一項又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第七十三条第三項の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法第五十三条第四項、戦傷病者特別援護法第十五条第四項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは</p>

準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項、児童福祉法第二十一条の三第四項（同法第二十四条の二十一及び母子保健法第二十条第七項において準用する場合を含む。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項、石綿による健康被害の救済に関する法律第十四条第二項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十三条第四項又は難病の患者に対する医療等に関する法律第二十五条第四項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うことができる。防衛省の職員^{（昭和三十二年法律第二十六号）}の給与等に関する法律^{（昭和三十七年法律第二百六十六号）}第二十二條第三項の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律^{（昭和二十五年法律第二百二十三号）}第二十九條の七又は麻薬及び向精神薬取締法^{（昭和二十八年法律第十四号）}第五十八條の十五の規定により、これらの条に規定する審査、額の算定又は診療報酬の支払に関する事務を委託されたときにおいても、同様とする。

第二十条第二項、児童福祉法第二十一条の三第四項（同法第二十四条の二十一及び母子保健法第二十条第七項において準用する場合を含む。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項、石綿による健康被害の救済に関する法律第十四条第二項又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十三条第四項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うことができる。防衛省の職員^{（昭和三十二年法律第二十六号）}の給与等に関する法律^{（昭和三十七年法律第二百六十六号）}第二十二條第三項の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律^{（昭和二十五年法律第二百二十三号）}第二十九條の七又は麻薬及び向精神薬取締法^{（昭和二十八年法律第十四号）}第五十八條の十五の規定により、これらの条に規定する審査、額の算定又は診療報酬の支払に関する事務を委託されたときにおいても、同様とする。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の一部を改正する法律案による改正後）

（地方財政法の一部改正）

第十条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十条第十四号中「保育所」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加え、同条に次の一号を加える。

三十三 子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。）

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第六十五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）の一部を次のように改正する。

別表第一の八の項中「実施」の下に「若しくは措置」を加え、同表中九十六の項を九十七の項とし、九十五の項を九十六の項とし、九十四の項を九十五の項とし、九十三の項の次に次のように加える。

九十四 市町村長 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律

（地方財政法の一部改正）

第十条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十条第十四号中「保育所」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加え、同条に次の一号を加える。

三十二 子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。）

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第六十五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）の一部を次のように改正する。

別表第一の八の項中「実施」の下に「若しくは措置」を加え、同表中九十五の項を九十六の項とし、九十四の項を九十五の項とし、九十三の項の次に次のように加える。

九十四 市町村長 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律

第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第二の十二の項中「実施」の下に「又は措置」を加え、同表中百十八の項を百十九の項とし、百十七の項を百十八の項とし、百十六の項を百十七の項とし、百十五の項の次に次のように加える。

百十六市 町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県 知事	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。)に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
-------------	--	------------	--	------	---

第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第二の十二の項中「実施」の下に「又は措置」を加え、同表中百十七の項を百十八の項とし、百十六の項を百十七の項とし、百十五の項の次に次のように加える。

百十六市 町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県 知事	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。)に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
-------------	--	------------	--	------	---

都道府県 知事等	厚生労働 大臣又は 都道府県 知事	生活保護関係情報、 児童扶養手当関係情 報又は中国残留邦人 等支援給付関係情報 であつて主務省令で 定めるもの	の 主務省令で定めるも の
厚生労働 大臣又は 都道府県 知事	厚生労働 大臣又は 都道府県 知事	特別児童扶養手当関 係情報であつて主務 省令で定めるもの	の 主務省令で定めるも の
厚生労働 大臣又は 都道府県 知事	厚生労働 大臣又は 都道府県 知事	国民年金法による障 害基礎年金の支給に 関する情報であつて 主務省令で定めるも の	の 主務省令で定めるも の

都道府県 知事等	厚生労働 大臣又は 都道府県 知事	生活保護関係情報、 児童扶養手当関係情 報又は中国残留邦人 等支援給付関係情報 であつて主務省令で 定めるもの	の 主務省令で定めるも の
厚生労働 大臣又は 都道府県 知事	厚生労働 大臣又は 都道府県 知事	特別児童扶養手当関 係情報であつて主務 省令で定めるもの	の 主務省令で定めるも の
厚生労働 大臣又は 都道府県 知事	厚生労働 大臣又は 都道府県 知事	国民年金法による障 害基礎年金の支給に 関する情報であつて 主務省令で定めるも の	の 主務省令で定めるも の

改 正 案

現 行

<p>附 則 （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）</p>	<p>附 則 （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）</p>
<p>第二十一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一中九十七の項を九十八の項とし、九十六の項を九十七の項とし、九十五の項を九十六の項とし、九十四の項の次に次のように加える。</p> <p>九十五 厚生労働大臣 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>第二十一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一中九十六の項を九十七の項とし、九十五の項を九十六の項とし、九十四の項の次に次のように加える。</p> <p>九十五 厚生労働大臣 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>別表第二の二十六の項及び八十七の項中「若しくは特定障害者」を「、特定障害者」に改め、「による特別障害給付金」の下に「若しくは年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金」を加え、同表中百十九の項を百二十の項とし、百十八の項を百十九の項とし、百十七の項を百十八の項とし、百十六の項の次に次のように加える。</p> <p>百十七 厚生労働大臣 年金生活者支援給付金の支給に 市町村長 地方税関係情報、住民票関係情報又は介</p>	<p>別表第二の二十六の項及び八十七の項中「若しくは特定障害者」を「、特定障害者」に改め、「による特別障害給付金」の下に「若しくは年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金」を加え、同表中百十八の項を百十九の項とし、百十七の項を百十八の項とし、百十六の項の次に次のように加える。</p> <p>百十七 厚生労働大臣 年金生活者支援給付金の支給に 市町村長 地方税関係情報、住民票関係情報又は介</p>

臣	<p>関する法律による年金生活者支 援給付金の支給 に関する事務で あつて主務省令 で定めるもの</p>	<p>護保険給付関係情報 であつて主務省令で 定めるもの</p>
---	--	--

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第二十二条 施行日が整備法の施行の日前である場合には、前条のうち、番号利用法別表第一の改正規定中「九十七の項を九十八の項とし、九十六の項を九十七の項とし、九十五の項を九十六の項とし、九十四の項を九十五の項とし、九十三」とあるのは「九十六の項を九十七の項とし、九十五の項を九十六の項とし、九十四の項を九十五の項とし、九十三」と、「九十五 厚生労働大臣」とあるのは「九十四 厚生労働大臣」と、番号利用法別表第二の改正規定中「百十九の項を百二十の項とし、百十八の項を百十九の項とし、百十七の項を百十八の項とし、百十六」とあるのは「百十八の項を百十九の項とし、百十七の項を百十八の項とし、百十六の項を百十七の項とし、百十五」と、「百十七 厚生労働大臣」とあるのは「百十六 厚生労働大臣」とし、整備法第六十五条のうち、番号利用法別表第一の改正規定中「九十六の項を九十七の項とし、九十五の項を九十六の項とし、九十四の項を九十五の項とし」とあるのは「九十七の項を九十八の項とし、九十四の項から九十六の項までを一項ずつ繰り下げ」と、番号利用法別表第二の改正規定中「百十八の項を百十九の項とし、百十七の項を百十八の項とし、百十六の項を百十七の項とし」とあるのは「百十九の項を百二十の項とし、百十六の項か

臣	<p>関する法律による年金生活者支 援給付金の支給 に関する事務で あつて主務省令 で定めるもの</p>	<p>護保険給付関係情報 であつて主務省令で 定めるもの</p>
---	--	--

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第二十二条 施行日が整備法の施行の日前である場合には、前条のうち、番号利用法別表第一の改正規定中「九十六の項を九十七の項とし、九十五の項を九十六の項とし、九十四」とあるのは「九十五の項を九十六の項とし、九十四の項を九十五の項とし、九十三」と、「九十五 厚生労働大臣」とあるのは「九十四 厚生労働大臣」と、番号利用法別表第二の改正規定中「百十八の項を百十九の項とし、百十七の項を百十八の項とし、百十六」とあるのは「百十七の項を百十八の項とし、百十六の項を百十七の項とし、百十五」と、「百十七 厚生労働大臣」とあるのは「百十六 厚生労働大臣」とし、整備法第六十五条のうち、番号利用法別表第一の改正規定中「同表中」とあるのは「同表中九十六の項を九十七の項とし、」と、番号利用法別表第二の改正規定中「同表中」とあるのは「同表中百十八の項を百十九の項とし、」とする。

「第百十八の項までを一項ずつ繰り上げ」とする。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第一（第九条関係）

別表第一（第九条関係）

(略)	(略)
九十六 都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第 号）による特定医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるものの

(略)	(略)
(新設)	(新設)

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
(略)	(略)	(略)	(略)
二十六 都道府県知	生活保護法による保護の決	(略)	(略)

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
(略)	(略)	(略)	(略)
二十六 都道府県知	生活保護法による保護の決	(略)	(略)

市町村長	五十六の二	(略)	事等
者台帳の作成 に関する事務	災害対策基本 法による被災 者台帳の作成 に関する事務	(略)	定及び実施又 は徴収金の徴 収に関する事 務であつて主 務省令で定め るもの
	都道府県知事	(略)	都道府県知事
若しくは措置(同法第二	災害救助法による救助 若しくは児童福祉法に よる障害児入所支援若 しくは措置(同法第二	(略)	災害救助法による救 助若しくは扶助金の 支給、児童福祉法に よる療育の給付若し くは障害児入所給付 費の支給、母子及び 父子並びに寡婦福祉 法による資金の貸付 け又は難病の患者に 対する医療等に関する 法律による特定医 療費の支給に関する 情報であつて主務省 令で定めるもの
市町村長	五十六の二	(略)	事等
者台帳の作成 に関する事務	災害対策基本 法による被災 者台帳の作成 に関する事務	(略)	定及び実施又 は徴収金の徴 収に関する事 務であつて主 務省令で定め るもの
	都道府県知事	(略)	都道府県知事
若しくは措置(同法第二	災害救助法による救助 若しくは児童福祉法に よる障害児入所支援若 しくは措置(同法第二	(略)	災害救助法による救 助若しくは扶助金の 支給、児童福祉法に よる療育の給付若し くは障害児入所給付 費の支給又は母子及 び父子並びに寡婦福 祉法による資金の貸 付けに関する情報で あつて主務省令で定 めるもの

八十七都道府県知事等	(略)	(略)	(略)	であって主務省令で定めるもの
中国残留邦人等支援助給付等の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	(略)	(略)	十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。()に関する情報、障害者関係情報又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
都道府県知事	(略)	(略)	(略)	
八十七都道府県知事等	(略)	(略)	(略)	であつて主務省令で定めるもの
中国残留邦人等支援助給付等の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	(略)	(略)	十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。()に関する情報、障害者関係情報又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する情報であつて主務省令で定めるもの
都道府県知事	(略)	(略)	(略)	
八十七都道府県知事等	(略)	(略)	(略)	であつて主務省令で定めるもの
中国残留邦人等支援助給付等の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	(略)	(略)	十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。()に関する情報、障害者関係情報又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する情報であつて主務省令で定めるもの
都道府県知事	(略)	(略)	(略)	

		(略)		
	百十八都道府県知事	(略)		
	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)		
	市町村長	(略)	(略)	
	都道府県知事等	(略)	(略)	
	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	(略)	(略)	くは障害児入所給付費の支給、母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	(新設)	(略)	
		(新設)	(略)	
		(新設)	(略)	
		(新設)	(略)	くは障害児入所給付費の支給又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であつて主務省令で定めるもの

		の
難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	
		(新設)
		(新設)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十
八号）（抄）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（住民基本台帳法の一部改正） 第十九条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。 別表第三の五の項の次に次のように加える。</p>			
（略）	（略）	（略）	（略）
五の七 都道府県知事	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第 号）による同法第五条第一項の特定医療費の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	（新設）	（新設）
<p>別表第五第六号の次に次の四号を加える。 六の二～六の四 （略） 六の五 難病の患者に対する医療等に関する法律による同法第五条第一項の特定医療費の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>			
<p>別表第五第六号の次に次の三号を加える。 六の二～六の四 （略）</p>			

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（地方財政法の一部改正）</p> <p>第五条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十条に次の一号を加える。</p> <p><u>三十四</u> 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費</p> <p>（地方財政法の一部改正に伴う調整規定）</p> <p>第六条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、前条のうち地方財政法第十条の改正規定中「<u>三十四</u> 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費」とあるのは、「<u>三十三</u> 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費」とする。</p>	<p>附則</p> <p>（地方財政法の一部改正）</p> <p>第五条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十条に次の一号を加える。</p> <p><u>三十三</u> 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費</p> <p>（地方財政法の一部改正に伴う調整規定）</p> <p>第六条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、前条のうち地方財政法第十条の改正規定中「<u>三十三</u> 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費」とあるのは、「<u>三十二</u> 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費」とする。</p>

2 前項の場合において、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第十条のうち地方財政法第十条の改正規定中「三十三」子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。）」とあるのは、「三十四」子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。）」とする。

2 前項の場合において、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第十条のうち地方財政法第十条の改正規定中「三十二」子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。）」とあるのは、「三十三」子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。）」とする。

改 正 案	現 行
<p>（厚生科学審議会）</p> <p>第八条 厚生科学審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）、<u>生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第 号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</u></p>	<p>（厚生科学審議会）</p> <p>第八条 厚生科学審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）<u>及び生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</u></p>